

みどり市いじめ防止基本方針

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。
市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たし、いじめを許さない風土づくりに努めていきます。



平成26年4月

改定 平成30年4月



みどり市

目 次

- I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
 - 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
 - 2 いじめ防止に向けた方針

- II いじめ防止等のためのみどり市の施策・・・・・・・・・・・・ 1～3
 - 1 みどり市いじめ防止基本方針の策定
 - 2 いじめ防止等のための組織の設置
 - (1) みどり市いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - (2) みどり市いじめ問題専門委員会の設置
 - 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - (3) 学校評価、学校運営改善に関すること

- III いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・ 3～5
 - 1 学校いじめ防止基本方針策定
 - 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
 - 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組
 - (1) いじめの未然防止のための取組
 - (2) いじめの早期発見のための取組
 - (3) いじめ解消のための取組
 - (4) 関係機関との連携
 - (5) 家庭との連携
 - (6) 評価の実施

- IV 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
 - 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の報告
 - (2) 学校へのスクールカウンセラー等の派遣
 - (3) 調査
 - (4) 調査結果の提供及び報告
 - 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめ防止等^{※注1}の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、「いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こり得る」という認識に立ち、以下の3点を目指して行う。

- (1) 市内全ての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止に向けた方針

いじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めるとともに、いじめが発生した場合は、関係児童生徒に対し、適切に支援することが重要である。その実行のために、市全体で、児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

このことを踏まえ、以下に方針を示す。

- (1) いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づきいじめ防止及び解決を図るために必要な施策を策定し、実施する。
- (2) いじめの未然防止及び早期発見、加害・被害の児童生徒等に対する適切な支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実及び学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態把握に努め、いじめが発生したときは、適切かつ迅速に、いじめを解消するために必要な措置を講ずる。
- (4) 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

II いじめ防止等のためのみどり市の施策

1 みどり市いじめ防止基本方針の策定

市は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、みどり市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定する。市基本方針に基づきいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図っていく。

※注1「いじめ防止等」とは、「いじめ防止対策推進法」第1条に記されているとおり「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」をさす。

2 いじめ防止等のための組織の設置

(1) みどり市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るとともに、専門的な見地及び市民の立場で、みどり市のいじめ防止対策を検討するため、みどり市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(2) みどり市いじめ問題専門委員会の設置

地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、みどり市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

また、専門委員会は、いじめによる重大事態へ対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために、事実関係を明確にするための調査を行う。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること

- ① 全教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒がいじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら改善に向けた活動を進められるように支援する。
- ② 連絡協議会等の関係機関と連携していじめ問題について協議するとともに、児童生徒・保護者・教職員・地域に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ③ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対し、定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ④ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑤ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者に対し、いじめの防止と効果的な対処に関する啓発を行う。

(2) いじめの対応に関すること

- ① いじめが発生した際には、正確な事実確認に基づいた適切な対応を迅速に行い関係する児童生徒と保護者が納得する解消を目指す。また、被害を受けた児童生徒のみならず、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ② いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、学校が再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な措置を講ずる。

(3) 学校評価、学校運営改善に関すること

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価し、改善に取り組むよう、学校に必要な指導・助言を行う。
- ② 学校評議員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ③ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、事務の効率化等を支援する。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等に関する措置を効果的かつ組織的に実行するため、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の協働体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定

各学校は、それぞれの実態に応じた学校いじめ防止基本方針を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止等のための取組を実施し、いじめの未然防止、早期発見、解消を図る。策定した学校いじめ防止基本方針については、児童生徒・保護者・地域等に説明し、学校ホームページ上で公開するなど、周知を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の参加が必要と判断した場合は、教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 「いじめ防止計画」の作成

学校は、いじめ防止のための計画を作成し、年間を通して組織的、継続的、総合的にいじめ防止等の取組を行うとともに、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。

② 児童生徒が主体となったいじめ防止活動の実施

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、児童生徒が主体的にいじめ防止活動に取り組めるようにする。

③ 校内指導体制の確立

いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

④ 居場所があり、お互いの良さを認め合える人間関係・学校風土の醸成

規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒が互いの良さを認め合い、自己有用感を味

わえる環境づくりに努める。また、発達の特性或本人が置かれている環境など、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、保護者と連携し、該当児童生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

⑤ 教職員の指導力向上

いじめ防止等に関する校内研修などを計画的に実施し、全教職員にいじめ防止対策推進法を理解させるとともに、いじめの未然防止、早期発見、解消に向けた対応力を向上させる。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 教育相談体制の充実

児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、児童生徒・保護者が相談できる体制や地域の方から情報を寄せてもらえる体制を充実させるとともに、相談窓口の周知徹底を図る。

② 定期的な調査等の実施

いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査等を実施する。また、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

③ ネットいじめの対応の強化

ネット上のいじめが重大な人権侵害であり、法を犯す行為であることを児童生徒に理解させる。また、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発を行う。

(3) いじめ解消のための取組

① 校内組織による迅速な対処

いじめが発生した場合には、「いじめ防止対策委員会」等の学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることとし、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的かつ正確に記録・整理し、教育委員会に報告する。

② いじめの事実についての説明及び指導

校長は、いじめの事実に基づき、加害・被害の児童生徒や保護者への説明責任を果たすとともに、加害の児童生徒には、行為の善悪を理解させ、反省・謝罪させる。その際、加害者の成長支援の観点から指導を行う。

③ 外部との連携による対処

いじめの内容により、被害者の意向にも配慮した上、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。また、法を犯す行為に対しては、速やかに警察等に相談して協力を求める。

④ いじめの解消

加害の児童生徒が謝罪したことをもって解消とせず、いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)止んでいるとともに、被害者が心身の苦痛を感じて

いないことが確認できて初めて解消とする。

(4) 関係機関との連携

平素より警察、児童相談所、地域団体等と速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組む。

(5) 家庭との連携

保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を負うものである。いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、平素より家庭との連携を深める。

(6) 評価の実施

学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題への対応に関する取組の実施状況を学校評価に位置づけ、第三者・専門家等の意見を聞きながら客観的に評価を行い、取組の改善・充実に努める。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 学校に対する支援

- ① 教育委員会は、重大事態が発生した学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ② 教育委員会は、重大事態が発生した学校に対し、児童生徒等の動揺を最小限に抑え、心の安定を図るため、スクールカウンセラー等の専門家を速やかに派遣する。また、必要に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣を群馬県教育委員会に依頼する。

(3) 調査

- ① 教育委員会の附属機関である専門委員会は、調査を実施する。
- ② 学校及び教育委員会は、専門委員会に対して積極的に当該重大事態に係る資料を提供する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① 専門委員会は、調査結果について教育委員会に報告する。教育委員会は、市長に報告する。

- ② 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ③ 情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- ① 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「みどり市いじめ問題再調査委員会」に諮問する。
- ② いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
- ② 再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。